みんなで支えあう制度です。 お年寄りが安心して医療を受けられるよう

社会保険、

共済組合などに

加入している人も負担します。

問合せ

\$295-2112 役場税務課町民税課税係

内線195.196

国民健康保険加入者だけではなく、

「後期高齢者支援金」は

国民健康保険財政から 支出することになりました。 支出していた 「後期高齢者支援金」を 老人保健拠出金」がなくなり、

それにともない

はじまりました。

平成20年4月から

「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」が - 老人保健制度」に代わって 課税額に大きな変更はありま **定方法が変わりま**

健康保険税とは

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、すべての 人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険もそうした 医療保険の一つです。

国民健康保険は、病院の窓口で支払う自己負担分、国・県・町の補助金、そして 国民健康保険税などでまかなわれています。会社の社会保険や共済組合に加入して いる人は、給料から掛け金を差し引かれていますが、それと同じように、 国民健康 保険に加入している人には、保険税として納めていただいています。 加入者の収入や使われる医療費に応じて決められています。

国民健康保険税は、収入や加入者数などに応じて世帯ごとに計算し、世帯主がそ の世帯の保険税をまとめて納めます。世帯主が職場の健康保険に加入している場合 でも、世帯に一人でも国民健康保険の加入者がいれば納付の義務者は世帯主となり ます。

高齢者の介護を地域で支える介護保険制度(40歳以上65歳未満が対象)の保険 料も介護分として国民健康保険税に含まれます。

同じだけど 基本的にどの市町村も 住民税の計算方法は

毛呂山町は左ページの 市町村ごとに違うんだ。 国民健康保険税は

ように変わるよ。



後期高齢者支援金とは

これまで75歳以上の人は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療をうけていましたが、平成20年度からは、あらたに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。

この後期高齢者医療制度にかかわる費用のうち、被保険者本人が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、 ①公費(国、県、町)から5割、②被保険者本人から保険料として1割、③4割を現役世代(〇歳から74歳)からの支援「後期高齢者支援金」で負担します。

この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することになりました。これは、 国民健康保険加入者だけではなく、社会保険などの健康保険組合等加入者においても負担することになります。



どのように変わったのか

国民健康保険税の算定方法

これまでの国民健康保険税は「医療分」と「介護分」の2本立て課税でしたが、あらたに「後期高齢者支援金分」を合算して課税することになりました。

ただし、老人保健制度の廃止にともない、「医療分」に含まれていた「老人保健拠出金」はなくなります。税率算定にあたっては、これまでの「医療分」の税率を、あらたに創設される「後期高齢者支援金分」と按分するため、被保険者が負担する国民健康保険税は大きく変わりません。ただし限度額の上限が引き上がったことにより、年税額があがる世帯もあります。なお、介護分の変更はありません。

